

アメリカの高圧的対外経済政策の展開(その3)

現代アメリカの経済政策と産業空洞化()

小松 聰

The Development of American Foreign Economic Policy

American Economic Policies and the Industrial Hollowing (XI)

KOMATSU Satoshi

- | | |
|--|--|
| <p>第一章 高圧的経済政策の展開(『筑波大経済学論集』第三二号)</p> <p>第二章 アメリカ産業の空洞化(同、第三四号、第三五号)</p> <p>第三章 内需主導型経済発展の限界(同、第三七号)</p> <p>第四章 経済政策の転換 蓄積構造の変化</p> <p>第一節 財政政策 O B R A 政策の展開 (本誌 第三集)</p> <p>第二節 財政動向の実態(同、第四集)</p> <p>第三節 高圧的対外経済政策の強行</p> <p>1 概観</p> <p>2 後期レーガン政権の対外経済政策と301条
「新通商政策」宣言と301条(同、第五集)</p> <p>301条の運用と日米MOSS協議</p> <p>3 ブッシュ政権の対外経済政策(同、第六集)</p> | <p>4 クリントン政権の対外経済政策
301条 二国間通商交渉
日米「包括経済協議」
NAFTA・WTO
輸入制限政策(以上本号)</p> <p>ドル安誘導政策
産業政策・他</p> <p>第五章 九〇年代アメリカの経済構造</p> <p>外需依存型経済発展の限度
(補)アメリカ産業の動向</p> <p>結び ポスト・アメリカ資本主義時代へ</p> |
|--|--|

4 クリントン政権の対外経済政策

前述のように一九八五年央の純債務国化を契機にして、アメリカの経済政策が激変し、従来の財政スペンディング 内需拡大型から外需拡大志向型政策重点へシフトした。

一九九三年一月に発足したクリントン民主党政権も、後期レーガン及びブッシュ共和党政権の外需拡大志向型政策路線を引継ぐ上に、さらにそれを一層徹底し、かつ多角・体系的に追求した。

クリントン大統領は、九三年一月一八日の出身大学ジョージ・タウン大学での外交基本政策演説と同一月二〇日の大統領就任演説で、「アメリカはファシズムや共産主義に打ち勝った」(Inaugural Speech of President Clinton)と東西冷戦の歴史的終焉とソ連の軍事的脅威の消滅を宣言した。そしてそれゆえ「アメリカ再生の新たな季節が始まった」(ibid)、「アメリカ経済再生のために」、むしろ「我々は国家の経済安全保障こそを、外交政策の中心の目標にする」(外交政策演説)。つまり従来の政治・軍事的国家安全保障以上にアメリカ自身の国内経済問題が最大関心事であるという内政重視と「経済第一主義」(エコノセントリズム)の基本的立場を鮮明した。⁽¹⁾

(1) じつさい同政権発足直後の九三年一月五日に、国内・国際経済政策に関する国家最高の政策調整機関としてNEC (National Economic Council, 「国家経済会議」)が大統領行使命令で新設されている。同NECは、大統領を議長に、副大統領・財務・国務・商務・USTR代表等主要閣僚その他(正式メンバーは一八名、国防長官を除く)から構成される合議制の組織で、すべての行政機関が行う国内外経済政策の総合的調整を目的として掲げているが、事実上最高級の政策決定機関として機能するものとして位置付けられた。

外交・国家安全保障に関する最高の意志決定機関である既存のN

SC (National Security Council, 国家安全保障会議 一九四七年設置)と同格なステイタスをもつ機関としてのNECの新設は、従来の政治・軍事的国家安全保障から経済的安全保障(経済成長・経済力強化)へのアメリカの国家目標の重点シフトを示すものにほかならない。国民経済の強化と健全性こそが、アメリカの外交・政治力の強さと軍事的国家安全保障を確保する基盤になる関係があると政府によって強調された。滝井光夫「対外経済政策の調整とNEC」(国家経済会議)、『アメリカの「経済安全保障」』、日本国際問題研究所、一九九七年)、など参照。

つづいて大統領は就任式直後の二月一七日議会発表の「経済再生計画教書」(President's Economic Program, 「包括経済政策」)、「大統領経済改革演説」などとも言われる。「九三年大統領一般教書」に該当。参考裏付け資料として『米行政管理予算局・アメリカ変革のビジョン』も同時発表)において、その「経済第一主義」の内容は、「財政赤字の抜本的削減」、そのために「政府支出と増税措置という歳出削減・歳入増加による徹底的な財政引締め」、アメリカの「経済成長は、これまでになく海外市場の開放」と「国際市場における公正な貿易ルール」の構築に依存し、それによる「輸出貿易の拡大」にあることが明示された。さらに引きつづき、二月二六日にアメリカン大学で発表された大統領「国際経済教書」で、後者 に関して、アメリカ経済にとって「輸出はきわめて重要であり、貿易をアメリカの経済安全保障の優先的な要素にする」。そのために強力な通商政策手段により「他国の貿易障壁をなくさせ、市場を開放させる」。かつ「アメリカ産業に競争力をつけるための投資と債務削減は……どうしても実行しなければならぬ」、アメリカ産業の「競争力」と「生産性をもつ

と高く、するために、「よい教育をつけた熟練労働者……医療保険制度改善、都市復興」が必須になると具体的な補足説明がなされた（米大統領の国際経済戦略演説『世界週報』九三年四月六日号、参照）。

(2) 同「経済再生計画教書」では、そのほかに「短期的景気刺激策（公共投資及び設備投資税額控除など計二〇〇億ドル）による雇用創出計画、長期的投資による道路・鉄道・空港・住宅等インフラ整備及び教育訓練計画など（九四―九七年度間に総額一六〇〇億ドル）、医療保険制度の改革なども提案されていた。だが、それらに係わる具体的な政府提案のほとんどが議会で否決され、実現をみるに至っていない。

右のように鮮明された国家的目標としての「アメリカ経済第一主義」と「コールド・ウォー（冷戦・軍事安全保障）からトリード・ウォー（貿易経済戦争・経済安全保障）へのシフト」のスローガンの下で、クリントン政権はつぎのような具体的な内外経済政策を重点的に断行した。

第一に、財政引締め 内需圧縮政策。後期レーガン政権の「財政収支均衡法（八五年一月制定）とブッシュ政権の「OBRA90（九〇年一月制定）に引きつづき、クリントン政権は九三年七月に「OBRA93」を成立させ、国防費や社会保障関係費等義務的支出などを削減する一方では個人所得・法人税率等を引き上げた。その結果連邦財政支出の対GDP比率が低下し、他方好況増収もあって財政赤字が大幅に縮小し、九八年度以降には逆に財政黒字を記録するに至った（第四章第二節参照）。

第二に、前政権のそれよりもより一層に高圧的な対外輸出市場の拡大を目的にする通商政策の断行。クリントン政権の通商政策

はつぎのように整理される。

「七四年通商法」301条・スーパー301条 二国間交渉による諸外国の市場開放強制。これは外国の徹底的な貿易障壁の排除とそれら諸国における国内農業・中小企業保護等「国独資」的機構の破壊につながった。

そのうち世界第二の経済大国で最大の対米貿易黒字国日本にたいしては、とくに二国間通商交渉の場として日米「包括経済協議」が設定された。同協議では301条適用圧力をテコにして、市場開放の延長ないしその変形として対米輸入数値目標の設定が日本に対して強要された。

NAFTA 結成による米・加・墨間の相互的市場開放体制の構築。NAFTAは単なる地域的市場開放組織にとどまらなかった。同時にNAFTAは加盟三国以外の域外諸国にたいする貿易差別のブロック形成の側面をもち、アメリカによるカナダ・メキシコ市場の囲込み機構でもあった。

GATT・ウルグアイラウンドの多国間通商交渉の推進。アメリカ主導によるGATTからWTO体制への組織替えにより、アメリカが圧倒的に強い国際競争力をもつ農産物やサービス取引についての世界的規模の原則貿易自由化体制「市場開放システム」が構築された。

右のようにバイテラリズム（二国間関係）、リージョナリズム（地域主義）、グローバリズム（多国間関係・世界主義）の三レベルでの「トリプルアプローチ」による通商交渉政策によって、クリントン政権は非米諸国にたいして最大限の市場開放の促進を強制し実現した。

だが、右と裏腹に、アメリカ自身は主に反ダンピング及び相殺関税、201条等輸入制限措置を積極的に発動・乱発して、輸入障

壁をカサ上げし、アメリカ国内市場の閉鎖性を強化した。以上。

第三に、クリントン政権はアメリカ産業・企業の国際競争力強化のために、ドル安誘導による価格調整策及び「技術戦略」・「知的財産権保護戦略」等産業政策を実施した。

先にも若干指摘したようにドル安為替操作が、アメリカ産業の輸出価格の一挙的引下げ、反対に非米諸国産業にとっては輸出価格の一挙的引上げ、価格競争力の削ぎ落としの効果をもち、新技術・新製品の世界に先駆けての開発と知的財産権保護強化による先端技術の国内囲込み、技術独占が、アメリカ産業の非価格競争力及び価格競争力の強化をもたらすのはいうまでもない。

アメリカ産業の国際競争力強化策と先の外国市場開放の通商政策とは相互補完的關係があった。外国市場を無理やりこじあげ、市場開放させ、そこへ強い価格・非価格国際競争力をもってアメリカ産業が殴り込みをかけて輸出伸長の実現を図るといふアメリカ政府の狙いがあった。「クリントン政権は……一・国間・地域的・多国間の貿易協定を通して外国市場の開放に努力する。同時にアメリカ企業と労働者の国際競争力を強化し、アメリカを国内企業にとつても外国企業にとつても魅力ある生産基地にする」。そして「経済成長の重要なエンジンである貿易」を拡大させ、経済成長させて「全米国民のより高い生活水準」を保障する (Eco. Rep. of the Pres., 1994, p.214, 205 6)。

第四に、さらに加えて、非米有力国にたいする財政出動・減税・金融緩和策等内需拡大要求及び「国家輸出戦略」施策による補完的措置もとられた。前者は、外国の開放的市場の規模の膨張したがってアメリカ輸出市場の拡張を意味し、後者は、アメリカ政府対外経済援助のひもつき化・米輸出入銀行の輸出金融の拡

大・輸出支援センター設立などの輸出促進・支援策であった。

第五に、右のようなクリントノミクス(クリントン政権の経済政策)は、社会保障関係支出の縮小や財政スペンディングの圧縮及び「小さな政府」志向の点において、伝統的な民主党リベラル路線から大幅に逸脱していた。アメリカ民主党は、戦前三〇年代のニューディール政策以来ほぼ一貫して財政スペンディング拡大策や社会保障制度の拡充、国家の積極的経済介入など「大きな政府」路線を追求し、広範な労働者・農民・国民一般の政治的支持をとりつける方策をとってきた。それによつて、九〇年代のクリントン政権による財政赤字削減・均衡財政重視方針や増税、AFDC(要扶養児童家庭扶助)保障制度の廃止や食料切符・住宅補助プログラムの縮小(九六年「個人責任・勤労機会法」)及び「政府がすべてを解決できるわけではない」という「小さな政府」宣言(一九九六年大統領一般教書)はきわめて異常・異質な方策・路線であった。クリントンの民主党が「過去との訣別」・「ニュー民主党」を標榜し、クリントン大統領自身が自らの政策を、「リベラルでも保守主義でもない、民主党的なものでも共和党的なものでもない」、「民主党リベラルと共和党急進派の中間のダイナミックな中道路線」ないし「第三の道」と称したゆえである。

九〇年代におけるアメリカ経済の内外諸条件のなかで、ニューディール以来の財政スペンディング拡大政策が歴史的に行き詰まり、根本的に政策転換せざるをえなくなつていくという事態への対応が、クリントンの「大きな政府」の否定であり、「ニュー民主党」宣言であり、そこにクリントノミクスの歴史的意義があつた。

なお、クリントノミクスによる内政重視は、「アメリカ経済第一

主義」・アメリカ国内経済本位主義政策は、従来のような内需拡大ではなくてむしろ外需拡大、外需拡大、経済成長、雇用拡大の形をとり、対内重視政策が対外政策へ転化する関係があった。それゆえ「クリントン大統領は、国際問題を国内問題と連結させ、国内問題として国際問題を論じるという手法を……と」り、対外経済政策を重点的に追求したのであった。藤本一美『クリントンの時代』、専修大学出版局、二〇〇一年、三五頁。

(3) 高度の思想的・政治的判断によって、「一九三〇年代のニューディール以来の……『リベラル思考』や、それを土台にしたいわゆる『大きな政府』論から、いわば中産階級に焦点を定めた『中道路線』へと明白に路線を切り替えた」(同、四七頁)この結果として、クリントン民主党政権が「大きな政府、主義を否定して、『小さな政府』志向への政策転換を行ったわけではない。むしろそれとは反対に、積極的財政政策ないし財政スパンディング拡大政策が歴史的・客観的に制約されざるをえなくなったから、クリントン民主党が従来の黒人・マイノリティ・貧困白人層重視から、『小さな政府』を求める「中間層」重視へ政治的支持基盤をシフトさせなければならなかったための結果であろう。

以下、財政政策は省略し(前出第四章第一節参照)、クリントン政権の対外経済政策を通商・為替政策を中心にして立入ってみよう。

301条 二国間通商交渉

クリントン政権も、ブッシュ前政権と同様に、301条・スーパー301条をテコにする二国間通商交渉で外国の市場開放政策を強行した。アメリカが得意分野で国際競争力をもつ産業に係わる外国市

場開放の実現方法として、301条制裁発動圧力を伴う国別・分野別・各個撃破方式の二国間通商交渉を、前政権と同様に「クリントン政権も……貿易障壁の除去には有効であると考えて……非常に積極的に推進」したのであった(飯倉章『クリントン政権における対外経済政策の変容』、『外交時報』二〇〇一年九月号、二五頁)。

アメリカによる同二国間通商交渉の相手国は、アジアNIE S・中国・EUをも含む広範な諸国に広がり、分野別では、韓国の自動車輸入制限解除・EUの農産物市場開放・中国の知的財産権保護措置など、「中国のサクランボから日本の携帯電話に至るまで」に及び、「クリントン政権が結んだ合意は……前政権の引き継ぎ分も含めると二国間の合意だけでも、今後執行されるものも含めて二〇〇近く」にのぼった(相互投資協定も含む、USTR報告、同、二五―二六頁)。だがそれらの数多くの二国間交渉のなかで、最大の交渉相手国となったのは、何といても世界第二位の経済大国でかつ最大の対米貿易黒字国であり、アメリカがもっとも輸出拡大の余地があるとみなした日本であった。さらにクリントン政権による日米二国間通商交渉のうち中核的位置を占めたのは日米「包括経済協議」であった。同「協議」について立入ってみよう。

日米「包括経済協議」

クリントン政権発足間もない九三年四月のワシントンでの日米首脳会談の座上で、クリントン大統領が前政権の日米SIEに代る日米通商・経済協議機関として、「成長を増進させ、基幹産業の貿易と投資を促進させる」ために、「日米両国が具体的に対処する新たな枠組みの構築」を提案し、宮沢首相が同意した時から

日米「包括経済協議」が始まった。その後日米事務当局による数度の準備会合での折衝を経て、九三年七月に開催された東京サミットのさいに、日米両首脳によって、「新しい経済パートナーシップのための日米の枠組みに関する共同声明」(Joint Statement on the Japan United States Framework for A New Economic Partnership)が発表されて、正式に日米「包括経済協議」が発足した。同「協議」は、共同声明のタイトル名から「フレームワーク・トーク」あるいは単に「新経済協議」ともいわれることもあるが、日米両国間の経済問題を一定の枠組みのなかで包括的に取扱うという意味で、通常日米「包括経済協議」といわれる場合が多い(本稿では、以下「包括協議」と略記する)。

同「包括協議」では、次のような協議テーマが設定された(第48表参照)。

- (1) 「地球的規模の協力」(環境・エイズ・人口・技術等の協力)
- (2) 「マクロ経済政策」(日本の内需拡大、アメリカの財政赤字の削減等)
- (3) 「分野別・構造問題」(政府調達、自動車・同部品、保険等分野での日本の輸入拡大)

この(1)～(3)の部門ごとに、各分野・各項目別にテーマが設定され、計三一の作業部会が設置された。

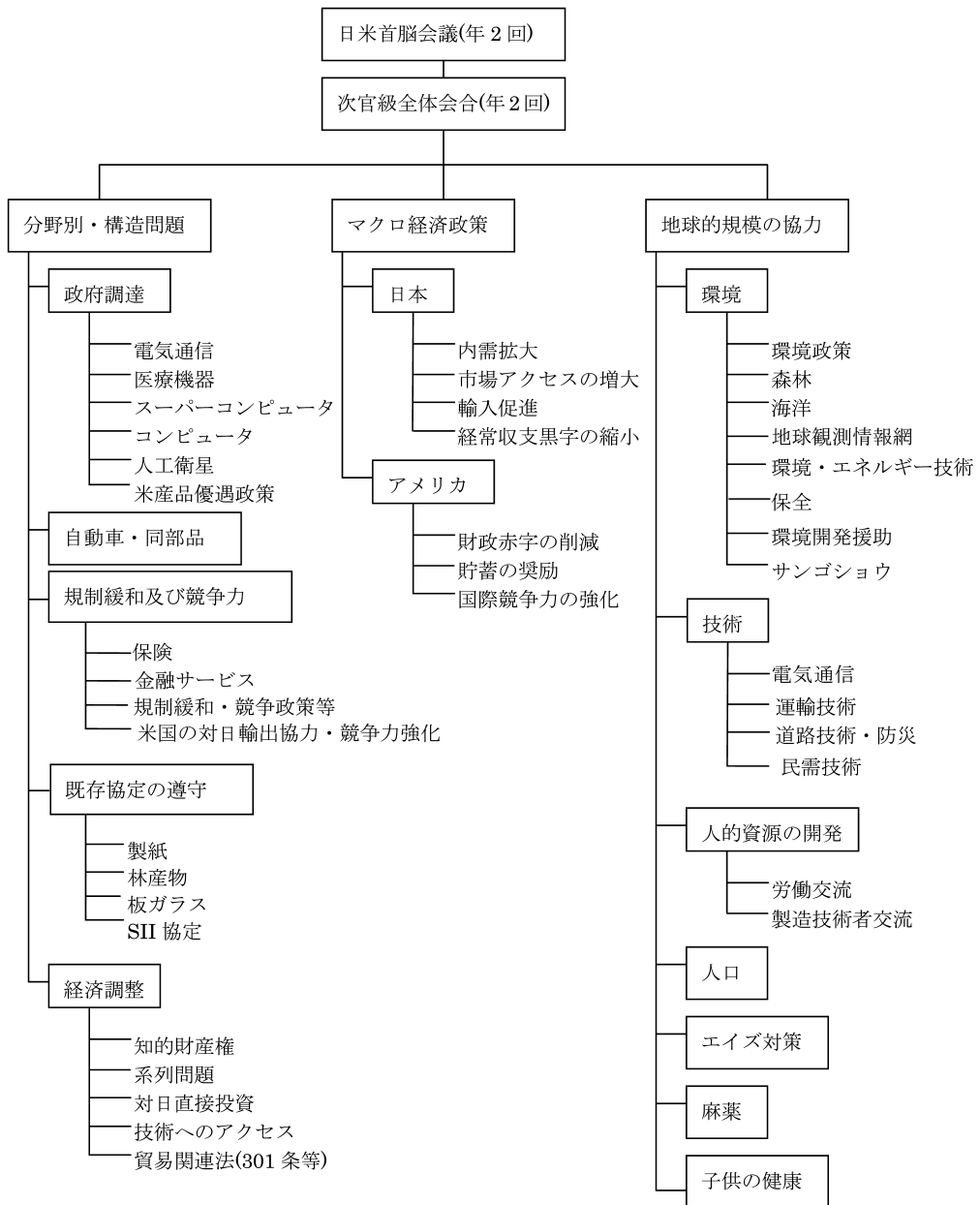
このうち(1)「地球的規模の協力」部門は、日本側の強い要求で設けられた部門で、環境政策・エイズ対策・麻薬対策などいずれのテーマについても日米間にほとんど対立はなかった。実際同部門の協議は順調に進捗して、九三年一二月の次官級協議で日米共同行動計画策定が決定されている。(2)部門の「マクロ経済政策」は、日本側は「内需拡大」・「経常収支黒字の縮小」など、アメリカ側は「財政赤字の削減」「国内貯蓄の奨励」「企業の国際

競争力の強化」の項目からなり、いずれも日米SIEIからの継続テーマであった。

これ以前の日米MOSSやSIEI協議にはなくて、しかも重大な日米対立点を含んだ新しいテーマがとりあげられていたのは、

- (3) 「分野別・構造問題」部門であった。同部門は、「政府調達」分野(電気通信、医療機器、スパコンなど)、「自動車・同部品」分野、「規則緩和及び競争力」分野(保険、金融サービス、米国内産物の競争力強化など)、「既存協定の遵守」分野(製紙、林産物、板ガラスなど)及び「経済調整」分野(知的財産権、系列問題、対日投資など)からなるが、このうち最後の「経済調整」分野を除く、のうちの電気通信、医療機器、自動車・同部品、保険等のほとんどの分野・項目協議で、日本の対米輸入数値目標の設定が要求された。ここではMOSS、SIEI協議などのばあいのようなたんなる市場開放にとどまらず、市場開放をこえて日本市場における外国製品の輸入シェアの目標値の設定と日本政府による同目標値の実行約束が対日要求された。日米「包括協議」では、「マクロ経済政策と通商政策の両方が含まれた」。「日本の内需拡大による成長は、輸入増加を促進する」。そして「通商政策は、構造的・分野別の貿易障壁の除去に焦点がおかれる」。その貿易障壁の除去によって、「国民所得が増加する時に、日本人が購買する輸入数量が増加する」(R. C. Altman, *Why Pressure Tokyo? Foreign Affairs*, Vol. 73, No. 3, p.3)と云うのが、そこにおけるアメリカ側の狙いと構想であった。
- クリントン政権は、レーガン政権の日米MOSS協議やブッシュ政権の日米SIEI協議などとそれらの協議の成果について、「アメリカはとくに日本との間で多くの通商協定を取りきめた。だがその結果は、失望である……多くの協定は、ミクロレベル

第48表 日米「包括経済協議」の枠組み



(特定市場における参入問題)もマクロレヘル(二国間貿易赤字の減少)のいずれでも、意図したようには機能していない(クリントン大統領『E.J. Lincoln, op. cit., p.23』。「私は、日米間にある二十七の協定すべてに目を通した。多くのケースで、日本側の誠意を疑わざるをえないという結論に達した……最低限の義務だけ果たしたか、合意の精神を全く無視しているか、ひどいばあいは合意文書に書かれたことさえ実行していないはあひもありません」(S. パシエフスキー USTR 次席代表『フォーサイト』一九九三年一月号、三四頁)と評価、判定していた。じつさいには、日本による「医療機器の対米輸入は MOSS 合意以前の八五年から九二年までに三・七倍に増え……米国からの製材輸入は四・一倍増を示し……コンピュータは政府調達措置導入後一年間で、外国製品・サービスの調達シェアが七・五%から一五・五%へ」上昇し、対米輸入はいちじるしく増加している。「米側のネガティブな評価は明らかに行きすぎで」、とんでもない評価である(原口幸市「日米包括経済協議」『国際問題』四一八巻、六九 七〇頁)という日本政府側の反駁を顧慮せず全く取あげず、クリントン大統領が九三年四月の日米首脳会議で日米 S I I 協議の継続を拒否して、それに代る新しい枠組みの日米二国間交渉を提案したことは前述した。「日本には、長くから続いている、みえる貿易障壁とみえない貿易障壁がある。それは MOSS 交渉や S I I 交渉、投資協定によってもびくともしなかった」、「そこでアメリカは新しいアプローチをとることが必要となった」(R. C. アルトマン財務副長官『Foreign Affairs, op. cit., p.3』)

すでにブッシュ政権下の八九年二月に、ACTPN(通商政策と通商交渉を政府に勧告する「通商政策・交渉諮問委員会」、Advisory Committee for Trade Policy and Negotiations, 大統領任命

の、全米トップ企業・労組・消費者団体等を代表する四三名で構成される。「七四年通商法」にもつき設置)は、当時のヒルズ USTR 代表に、「日米通商問題の分析」と題する報告書を提出し、日米通商に関する新しい方式の採用を勧告していた。同報告の主旨はかんたんには次のとおりである。

日米貿易不均衡の原因は、日米のマクロ経済政策の相違(米国の財務赤字拡大、過少貯蓄、日本の財政引締め、過剰貯蓄など)と、とくに日本の貿易障壁(市場閉鎖性)の存在にある。ドル下落にかかわらず日米貿易不均衡に改善がみられないことと、日本の製品輸入比率の低さは、日本に輸入障壁があることの証左である。

しかし日本に個有な系列・下請制度や商慣行等といったみえない貿易障壁は、それらが日本経済の成功要因であったから、その除去がいちじるしく実現困難である。そこで、(a)アメリカ国内産業のうち、世界市場では十分な競争力があるのに、日本市場には参入できないでいる産業部門を特定する。(b)同部門の国際競争力を適切に反映した、日本市場における部門別の適切な輸入水準を設定する。(c)同輸入水準を確保するために対日政府交渉する。

同輸入水準は、貿易障壁がなかったばあいに実現するであろう日本市場における外国製品の市場シェアを反映したものであり、数値目標の設定は日本の市場開放の尺度として正当である。

対日交渉にさいしては、スーパー 301 条手続きが活用されるべきであり、もし日本が協定事項の完全な実行を怠る時には断固たる対日制裁措置をとるべきである。アメリカが 301 条制裁措置をとる用意があることを認識すれば、日本は対米輸入拡大の努力

を真面目にやってやるであらう。

ACTPNは、新政権発足早々の九三年二月にも、再び「マーケットアクセスとして暫定的数値目標 (temporary quantitative initiative) は必要である」として、右と同様な主旨の勧告を行っている(第二回「日米貿易に関する主要事実と政策提言」報告)。政治的な東西冷戦体制の終焉を背景に、アメリカ力にとっての経済的利益「第一主義」を掲げて登場したクリントン政権は、前任のブッシュ政権が国際政治的配慮からと「管理貿易」になるとして拒否した右のようなACTPN勧告の数値目標設定方式による結果重視型アプローチの本格的採用に踏み切った。もともとクリントン大統領自身が、ACTPNの意見を尊重して数値目標方式の導入を早くから支持していたといわれ、また強硬な「管理貿易」論者として知られていたL・D・タイソンを主要閣僚(大統領経済諮問委員会委員長)に任命し、かつ「管理貿易方式がもっとも適切な手段である」と主張する弁護士上りのM・カンターもUSSTR代表に登用された。クリントン政権のなかに発足当初から、結果重視の「管理貿易」と分野別数値目標の設定を主張する、バーグステン(民主党系の「国際経済研究所」所長)、タイソン、ブラウン(商務長官)、カンターの強力なラインが存在していたとみられた。クリントン政権の「管理貿易」日本貿易振興会、一九九五年、第一部参照。

じっさいクリントン政権は、先にも若干ふれた九三年六月の「包括協議」次官級準備会合において、ミクロの分野別部門はもちろんのこと、マクロの経済政策部門でも具体的な数値指標のテーマ設定を要求し、さらに同「協議」の正式発足を決めた九三年七月の日米首脳共同声明でも、日本側が「経常黒字の削減について……その裏に数字の合意はない」、分野別市場開放協議部門

における「客観基準は、目標のようなものではない」(岡松通産審議官)あるいは「管理貿易につながる数値目標を阻止するという原則を貫徹した」(政府筋)と主張し解説しているのとは裏はらに、アメリカ側は「今後、個別分野でそれぞれの目標数値を設けるための合意が結ばれるだろう」(パシエフスキーUSSTR次席代表)とか「日本は経常黒字の大幅削減を公約し、個別分野でも結果重視の対応を受け入れた」(アルトマン財務副長官)と、「包括協議」の目玉のテーマとして数値目標設定が盛り込まれた旨を強調しているのである。(『日本経済新聞』九三年七月十三日、一日、一〇日夕刊付)。たしかに七月一〇日の日米首脳共同声明における数値目標設定テーマの取扱いは、「玉虫色」の表現をとりいぢるしくあいまいになっていたのであるが、「マクロ面では数値指標を設定しないかわりに、個別分野で『客観基準』を導入するという痛み分けの決着になっている」(同、七月一日付)という解釈が事実近くに、前述のように「包括協議」の核心部門としての「分野別・構造問題」部門で、数値目標設定のテーマがはめこまれたのであった。さらに交渉過程のさいの30条措置の発動に関しても、日本側が「米通商法30条……の制裁手続きが開始されたばあいには、協議をやめる権利がある」(日本側付属文書)と注文をつけているのにたいして、アメリカ側は「通商法30条の発動については制約されない」(アメリカ側付属文書)とし、「客観基準」は一定量の日本の輸入「達成を求めめる物差し」で、その実現のために「制裁の引き金」として30条を行使する(同、七月一〇日夕刊付、七月十三日付)構えをくずしていなかったのである。

(4)「包括協議」次官級準備会合で、アメリカ代表のアルトマン財務副長官は、日本のGDPにたいする経常収支黒字比率を、三、

四年以内に現行の三・五%から二%以下に引下げること。日本の工業製品輸入の対GDP比率を、同じく三、四年以内に現行水準から三分一増加させること」と具体的な数値目標の設定を提案した(R. C. Altman, op. cit., p.4)。それにたいして、日本側は、GDPの大きさや輸出入量及びサービス収支は政府がコントロールできるものではなく、「市場経済の下での政府も特定品目の輸入量を決めるわけにいかない」のであり、アルトマンの要求はとうてい「実行不可能」であるとして猛烈に反駁し峻拒した(畠山襄『通商交渉国益を巡るドラマ』、日本経済新聞社、一九九六年、七六、七八頁)。

(5) 七月一〇日の日米「包括協議」合意内容の全文と解説は、『日本経済新聞』九三年七月一〇日夕刊付を参照。

(6) 「包括協議」の枠組み構成に当って、日本側は次のような方針を建てて対米交渉した。数値目標設定の排除、アメリカによる301条やその他の一方的制裁措置発動の拘束、GATTLールの尊重、政府の手が届く範囲内の事柄に交渉を限定、最惠国待遇の原則、日米双方通行の対話(日本側だけではなく、アメリカ側の問題も同時にとりあげる)(原口幸一、前掲、六八頁、畠山襄、前掲、七二―七四頁参照)。じつさいの交渉の結果は、はアメリカからの約束取付けに失敗、は実質的に無視され、GATTLールが尊重されるなら、もともと初めから³⁰¹条、二国間交渉方式は成り立ちえない、はアメリカが国際競争力をもつ得意産業部門に関心を集中していたのであるから問題はなかった。むしろ日米二国間交渉はユニテリズム(一方主義)によるものではないというアメリカの主張を正当化する口実に使われた。は実現したが、形式のみで、「米側は包括協議の目的は、あくまで日本側の行動を求めるためのものであり、米側措置について話し合いには応ずるが、原則として交渉の対象とはしない」との立場を堅持(原口幸一、

同、六八、六九頁)、日本側の注文を聞きおくだけの態度をとった。日本側の涉に当った畠山通産審議官は、「共同声明の中で……数値目標はマクロ、ミクロともかろうじて落ちた」、数値目標設定は盛り込まれなかった(畠山襄、同、八一頁)と言っている。だが、もし真実「落した」、日本がアメリカによる数値目標設定要求を拘束し押し返したのであるのならば、なぜ「実際の交渉の場」に入るや否やアメリカが『目標』を求める……行動をとることになっ」た(同、八二頁)のか。日本側の言うとおりであるなら、アメリカが数値目標を求める行動をとれるはずがないし、日米共同声明のさいの「客観基準」は「達成を求める物差しであり、制裁の引き金になりうる」(『日本経済新聞』九三年七月十三日付)とするアメリカ政府の公式説明にたいしてなぜ日本政府が嚴重抗議しなかったのか分らない。「包括協議」の枠組み合意において、日本側は「数値目標を阻止するという原則を貫けた」(同、七月一日付)という日本政府筋の説明は、一方的な願望あるいは自己欺瞞ないし責任のがれといわれても仕方がないであろう。

いま一度数値目標方式についてみると、それは貿易相手国市場における一定量の輸入数量ないし一定の市場シェアを予め決定しておき、同数量に達するまで輸入増加させることを相手国政府に保障させ、もしそれが実現できなければ何らかの制裁措置が課せられ、強制力が作用するという仕組みである。このばあい、数値目標としては輸入最低数量や市場シェアのほか、第三国市場における外国製品シェアあるいは輸入のトレンド(伸び率)が設定されることもあるが、いずれにしても輸入国側が輸入拡大の義務を負うには変りない。輸入制限のばあい、輸入規制手段としての輸出自主規制(Voluntary Export Restraint, VER)は、アメリカ

のような輸入国側が輸入規制するのではなく、反対に日本のような輸出側が輸出数量を制限して、輸入国が輸入制限の実をあげることができるのと全く同様であり、輸入数値目標設定方式（通常、輸入自主拡大〈Voluntary Import Expansion, VIE〉と呼ばれている）は、アメリカのような輸出側が輸出拡大努力をするのではなく、逆に日本のような輸入側が輸入数量を増加させて、その結果輸出側が輸出拡大目的を実現できる方法である。

この輸入数値目標 VIE の内実は、J・N・バグワティの言うような輸入の『自主』拡大ではまったくくない。それは『管理貿易』という表現では甘すぎる¹⁾、まさしく『強制輸入にほかならない』（畠山襄、前掲、七〇頁）と言っても過言ではない。日本のような『見えない』輸入制限制度や商慣行による貿易障壁が存在している国にたいしては、市場開放度を測定する尺度として数値目標方式の導入は妥当であるというアメリカ側の主張には、もとより正当性も合理的な根拠もあるわけではない。数値目標を受け入れた輸入国が、自国市場の割譲の見返りとして相手国側から与えられるのは、従来通りに「開かれた貿易制度を維持する」保証のみであり、何ら積極的な経済利益が得られるわけではなく、一方的な犠牲負担を負うだけである。そうした一方的な責任と負担を伴う実質的な「強制輸入」の約束ごとに、進んで応ずる国があるとは考えられないのであり、数値目標を呑ませるためには何らかの強制力が当然ながら伴わざるをえない。それは、アメリカのような世界一巨大な政治力と経済力をもち、非米諸国にとってアメリカ市場の大きさと対米市場依存の大きさは、アメリカにとって自分自身の言い分を通すための「人質」要因になりうる、301条のような一方的な脅迫手段を備えている国のみが実行しうる通商政策手段にはかならない。クリントン政権は、301条を有力な「ミサ

イル」的な武器にし、同国の「虎の子」の高度ハイテク産業を防御しかつ発展させるためには通商政策手段による政府保護が必要であるとする「戦略的貿易論」⁽⁸⁾で理論武装し、力づくで、301条二国間交渉、数値目標設定交渉に日本政府を引きずり込み、有効な抵抗をすることなく、日本側はずるずると譲歩を重ねたのであった。後期レーガン政権の日米MOSS協議とブッシュ政権の日米SIE協議が第一、第二ラウンドならば、クリントン政権の日米「包括協議」は第三ラウンドの日米二国間通商交渉であった。第一、第二ラウンドにおける日本の基準・認承制度の改正、政府調達の内外差別の是正および日本の国内企業システムや流通制度等経済制度の変革などによる市場開放にとどまらず、第三ラウンドではそうしたたんなる市場開放をこえて輸入数値目標の設定による日本市場の割譲が強制されたのであり、301条の活用にもとづくアメリカの市場開放要求の行き着く先が数値目標であったのである。またそこでは、アメリカによる二国間通商交渉の真の目的が、たんなる貿易の自由化や「公正貿易」体制の構築などではなく、アメリカ自身のための輸出拡大の実現にほかならなかったことが暴露されているのである。

(7) わが国の「産業構造審議会」は、(1)「外国産品のシェアが低い」という事実からその市場が閉鎖的であると断定⁽⁹⁾できない、市場の開放度と市場シェアは一致しない。(2)「数値目標を政府の手段で達成でき」ない。(3)GATT違反の三点をあげて輸入数値目標方式の不当性を指摘している(九四年一月一九日「数値目標設定型の貿易政策についての見解」)。数値目標方式の不合理性についてくわしくは新堀聡、前掲、二二六、三二、二五九、七〇頁、松下満雄他『日米経済対決の構図』(東洋堂企画出版社、一九九五年)、第一部第一章、畠山襄、前掲、第二章などを参照。

なお、クリントン政権の主要なブレイントラストの一人と目されているF・バーグステン国際経済研究所長も、数値目標方式の非合理性を認めている（F. Bergstein and M. Noland, op. cit., 前掲訳、三四一五、三四六頁）。にもかかわらず、バーグステンは「アメリカ（あるいは外国）企業が競争力をもっている」のに、日本市場のような「カルテルその他の構造問題が外国企業の参入を制限し……完全な自由化が困難なあいには、暫定的な自主的輸入拡大（VIE）を検討すべきである」（三四六頁）として、輸入数値目標方式の採用を推奨し、かつ「この戦略を積極的に推し進めようとするれば、声が大きい者が優先され」て勝つ（三四四頁）と妙な主張をしている。経済諮問委員会委員長のL・タイソンも、数値目標を「次善の策」と認めつつも「何もしないよりは優れている」として擁護している（「D. Tyson, Who 'Bashing Whom? 1993, 阿部司訳『誰が誰を叩いているのか』、ダイヤモンド社、一九九三年、一九〇頁）。

（8）九〇年代にアメリカの学界のなかに登場してきた「戦略的貿易論」については、L. D. Tyson, *Ibid.*, 伊藤元重「通商摩擦はなぜ起きるのか」（N-TT出版、二〇〇〇年）、第九章、が分りやすい。

「包括協議」の舞台に日本をあげてしまえば、アメリカのものアメリカの勝ちである。九三年九月から同「協議」が開始されたが、「数値目標（「客観基準」）は市場開放度を示す尺度」であり、「制裁の引き金の対象になりうる」の態度を一貫して保持してきたアメリカ政府は、「本協議に入るや、外国製品が日本市場に占める××年後のマーケットシェアだとか……毎年伸び率を過去の伸び率以上と約束せよ、とか、数値目標を要求した」（島山襄、前掲、八三頁）。アメリカ側によれば、日本を除くドイツ・フランス・アメリカ等G6国市場での外国製品シェアは、電

気通信が二五％（日本では五％、以下同）、医療機器四〇～七五％（二一％）、自動車二丁七八％（三三％）、自動車部品一六～六〇％（二二％）、保険一〇～三三％（二二％）などであり、日本市場における外国製品・サービスのシェアを、「すべての分野において他の先進国並みのものにすることを目指し」（C・パシエフスキー USTR 次席代表、『フォーサイト』、前掲、三三三頁）で、アメリカは輸入数値目標の設定を対日要求した。「日本は現在不況にあってい」る、こうした状況下ではアメリカの要求を受入れる余裕がないという日本側の苦情にも、「不況については……お互い様です」、「日本の現在の不況を、市場アクセスを制限する口実にするのはかなり難しいし、あまりいい印象を受けません」（パシエフスキー次席代表、同）とつっぱね、取り付く島もなかった。日本側は、輸入外国製品の品質や価格を考慮せずにそれと無関係に一定量のアメリカや外国製品の優先的購入を約束するのは無茶で理不尽であり、しかも政府介入の「管理貿易」になつて不当である。先の第一次・第二次「日米半導体協定」の苦い経験に鑑みても、「絶対に認められない」として数値目標設定要求に抵抗し、九四年二月の日米首脳会談では、細川首相は「できないことはできない」とアメリカの主張を退けて「包括協議」交渉の全面的決裂に導いた。だが、アメリカ側は、301条制裁の行使をちらつかせ（九四年三月に大統領行政命令でスーパー301条の復活、九四年七月に電気通信・医療機器の政府調達にたいする301条制裁適用の予告、九五年五月に輸入日本車の301条制裁候補リストの発表など）、「数値目標要求をのまなければ為替調整だ」と日本がもつとも恐れる円高為替攻勢などもからめて強い圧力をかけた。九四年二月の日米交渉決裂という史上未曾有な事態にたいしても、日本には「戦前の国際連盟脱退を思い出させる」というような悲愴

な雰囲気があったようにあるが、アメリカ側は「ボールは日本側のコートにある」、「東京が新しい提案をしさえすれば協議はすぐに再開される」(R. C. Altman, op. cit. p.6)」、つまりアメリカは何もする気はない、日本はすぐに折れてくると読んでタ力をくくって涼しいものであった。結局は、MOSSやSIEI協議の場合と同様に、アメリカの301条等の圧力に押し切られて、輸入数値目標ないしそれに近いものの日本側の受入れて決着する結果になった。

(9)「第一次日米半導体協定」(八六年九月発効)は、つぎのような事項からなる。アメリカ商務省による日本製半導体の対米輸出価格の規制 同様に日本製半導体の対第三国向け輸出価格の規制。

日本市場における外国製半導体(大部分がアメリカ製)のシェア拡大 に関する付属秘密文書の中に「日本政府は五年以内に外国企業のシェアを二〇%にする目標……の達成を援助するために努力する」の文言があり、これが事実上の日本による数値目標の設定合意とみなされ、それを根拠にして、八七年四月にアメリカは 事項の違反を理由にして対日301条制裁(日本製パソコン・電動具・カラーTVに対する一〇〇%の関税率賦課の「たすぎがけ」制裁)を發動した。

「第一次日米半導体協定」(九一年八月発効、有効期限五年)では「日本政府は、外国製半導体の市場シェアが九二年末までに二〇%を超えるという米国半導体業界の期待が実現されうるものと考え、この期待の実現を歓迎する」という事実上の市場シェア二〇%超の輸入数値目標値が協定の中に明記された。日本政府は「外国製半導体が日本市場で二〇%を超えるシェアを有するようになることを、この協定によって日本政府がコミットした」わけではなく、「日本政府はその旨の米国業界の期待を認識しただけ」で「その期待を実現する」とも「実現するように日本業界を指導する」とも約束していない。

い(島山襄、前掲、六七項)と言い訳しているが、アメリカ側はこの「新協定では二〇%の市場アクセス目標が明確に記され、両国政府は一九九二年末までに達成することで合意していた」。USTRは「われわれが必ず得られると考えている実質的な市場アクセスを得られなかった場合、制裁を再び科すこともあり得ると述べた」(L. D. Tyson, op. cit. 前掲訳、一八四頁)と明言している。

輸入数値目標を設定した「日米半導体協定」によって、日本の半導体の輸出拡大が阻害されたばかりか、逆に輸入増加が強制され(外国製半導体の日本市場でのシェアは九五年第四半期に三〇%以上昇)、しかも通産省の行政指導による日本の半導体メーカーに対する生産・設備投資規制や円高高進の影響も加わって、日本の半導体産業は急激な衰退を余儀なくされた。日本の半導体産業に対する政治手段的な対じ込めをかねてにして、アメリカの半導体産業は息を吹き返して復活し、漁夫の利をえた韓国・台湾の半導体産業がめざましく世界市場に台頭した。「日米半導体協定」についてくわしくは伊藤元重、前掲、第六章、L. D. Tyson, op. cit. 前掲訳、第四章などを参照。

日米「包括協議」結果の主な合意内容をみると、まず(1)「政府調達」分野・電気通信及び医療機器(九四年一〇月一日合意)。日本の輸入額が、「意味のある相当程度の増加に向けた進展があるかどうかを評価する」。そのために、「日本の購入額とシェアの実績」を、「外国業者による年間の入札件数」、「外国製機器・サービスの相対的国際競争力」その他五つの「定量的・定性的基準」によって、計測する。毎年、実績レビューのための日米共同会合を開催し、実績が不十分な場合には日本側が「適切な措置をとる」、ないしアメリカ側に問題があればアメリカ側が「適切な措置」をとる。要するに、実績数値の事後点検による日本の

輸入数量増加強制方法が採用されたわけである。合わせて入札の「総合評価方式」(価格だけではなく性能、耐久性要因も考慮される)の採用も決定された(九五年四月から一定額以上の調達について実施)。

(2)「自動車・同部品」(九五年六月二十八日合意)。日米共同発表の自動車合意文書の記載事項は次のとおりである。

日本は北米製完成車の輸入を増加する(九八年までに
から へ増加)。

日本企業は日本で使用する外国製部品の購入を増加する(九八年までに 金額増加)。

日本企業による北米現地生産の完成車生産台数を引上げる(九八年までに から へ増加)。

日本の現地企業は北米製部品の購入を増加する(九八年までに 金額までに増加)。

橋本通産大臣は、右の共同発表のなかの に該当する数量目標は、日本の自動車企業が自主的に設定し、USTRが見積もる数字であって、「日本政府は関与しない」と注釈した。だがアメリカ政府は、同時発表の付属資料のなかで、 は年間三〇万台へ増加、 は九八年までに六〇億ドル、 は二一〇万台から九八年までに二六五万台へ増産、 は九八年までに北米製部品調達率を五六%に引上げて、六七億五千万ドルの純増加、その他日本国内における外国車取扱いディーラー数を二〇〇〇年までに一千店に増加するというように、合意文書のなかの に該当する具体的な数字を明示し、事実上数値目標が設定されたものとして取扱い、しかもUSTRや商務省等で構成される「合意の進行状況を監視するための組織」を新設して、合意事項の実施状況を監視する、と補足説明しているのである。同自動車協定は、政府が直

接保障するのではなく、日本の民間自動車企業に数値目標を設定させ(「米国製部品購入計画」及び「海外事業計画」)、その実行を政府が輸入奨励や行政指導等で支援するのであり、日本政府が間接的に数値目標を承認したものとすることができる。

(3)「板ガラス」(九四年二月二日合意)。日本政府は、アメリカ企業が国際競争力をもつ複層ガラス(断熱・安全ガラス)を公共事業において積極的に採用する。住宅金融公庫は、複層ガラス利用住宅建設に対して通常よりも五〇万円割増融資する。建設省は複層ガラス普及のためのモデル事業を行う。原則年一回の日米事後点検会合で、合意事項の履行状況をチェックする。

その他の事項の合意内容は第49表を参照されたい。⁽¹⁰⁾

(10)「包括協議」で電気通信・医療機器の政府調達及び自動車・同部品と並んで優先分野とされて取扱われた「保険」(九四年一〇月一日合意)の合意内容は、「日米包括経済協議・保険サービス分野に関する措置決定」(『生命保険協会会報』第二四二巻)を参照されたい。

以上、原口幸市、前掲、雄津京輔編『世紀末の日米対決 クリントン政権 ファイル』(ジェービー通信社、一九九七年)、「日米自動車交渉の合意文書と両国の公表資料」(『世界週報』九五年七月二五日号)、E.J. Lincoln, op. cit. Appand. B, 『通商白書各論・北アメリカ』平成六〇八年度 など参照。

「包括協議」交渉過程で、アメリカが最初に求めていた「数値目標」(numerical targets)は「客観基準」(objective criteria、九三年七月の日米首脳共同声明)から「定量的・定性的基準」(quali-

第49表 日米「包括協議」の主な合意内容

分野別・構造的課題	妥結年月日	主な合意内容	合意後の状況
政府調達	94年10月1日	<p>客観的基準 (定性的基準・定量的基準 5 個ずつで総合的に検討する。なお、同基準は数値目標ではない) 日米間の協議メカニズム設置 (協議の結果、問題が認められる場合には必要に応じ適切な措置をとる) 調達手続きの改善 (94年3月末日本政府発表「対外経済改革要綱」で公表した措置。更なる手続き改善部分につき「運用指針」を作成)</p>	<p>94年10月、日本政府は調達・運用指針を策定。同指針はGATT基準よりも競争促進的である。</p>
自動車・自動車部品	95年6月28日	<p>「自動車・同部品の包括協議合意」(日米両政府の実施する措置) a . 外国車の対日市場アクセス促進 b . 自動車部品購入機会拡大 c . 補修部品市場を中心とした規制緩和、等 「自動車・同部品の係る日米共同発表」 同産業をとりまく国際的問題に対する4原則(世界化、現地化、産業協力及び取引の透明化) を明らかにし、日米業界の発表を評価 「ディーラーシップに係る日米共同発表」 公正取引委員会の機能強化、組織・定員の拡充 * なお、米国側が一方向的に試算した日米自動車メーカーの部品購入額等については、日本政府が関与していないことを明記している。</p>	<p>日本における米国車新規登録台数は、95年度に42,300台と、対前年比18.8%増となった。96年4月、米国政府はモニタリングレポートを発表。内容は、合意そのもの及び米政府・米企業の努力を強調するものとなっているが、販売増のために必要な新規ディーラー数の増加が予想よりも緩やかであり、さらなる前進を必要としている。なお米政府は、96年末までに、200ディーラーを達成できると見積もっているが、その達成は疑問視されている。</p>
保険	94年10月1日	<p>保険の商品・料率認可の自由化・弾力化等の規制緩和措置、透明性の向上、等。 ただし、第三分野の規制緩和については他の分野の規制緩和の進展度合に応じて進める。</p>	<p>94年、在日米国生損保各社の合計収入保険料は950億円に上がった。</p>
金融サービス	95年1月10日	<p>日本側措置 a . 年金資産運用(投資顧問会社のアクセス拡大等) b . 投資信託(投資信託委託業務と投資一任業務の併営の許可等) c . 証券(証券法上の有価証券に該当する新商品の確認等) d . 越境資本取引(ユーロ円債等の発行にかかる包括許可制度の導入) 等 米国側措置 a . 銀行業務(州による手続き相違の縮小等) b . 証券業務(米国証券外務員試験の簡素化等) 等</p>	<p>96年9月、資産担保証券解禁</p>

分野別・構造的課題	妥結年月日	主な合意内容	合意後の状況
規制緩和・競争政策	合意文書なし	現在の検討状況： 日本の規制緩和推進計画の進展を、ワーキング・グループにおいて継続的に検討。年次報告書を作成・発表	規制緩和については95年3月に日本政府が規制緩和推進計画を策定、96年3月に第1回の見直しを行っている。 競争政策については、公正取引委員会の人員を98年度までに少なくとも200人増員する。 公正取引委員会の機構を事務総局体制にした。 再販制度を98年末までに廃止する方向で、独禁法の適用除外を見直す。
輸出振興・競争力	94年10月1日	米国の国際競争力強化措置（質の高い技術者育成のための教育・訓練、生産・品質管理の奨励等） 米国の輸出振興措置（国内外の組織と人員の強化等） 米国の対日輸出振興に関する日本との協力措置（日米貿易促進協力プログラムの下での協力的行動の実施等）	
板ガラス	94年12月12日	日本側措置 a. 輸入促進措置（開銀の低利融資等） b. 遮熱・安全ガラスの普及・促進 c. 民間建築に関する措置、等 米国側措置 a. 米国メーカーの日本のビジネス環境への理解促進 b. 米国メーカーの販売努力、等	日本側の民間が一時的に実施可能なものについては既に実施済み 安全ガラスの普及・促進については、日米で同一歩調をとって進めていく。
知的財産権	94年1月20日	日本側措置 a. 特許庁は、出願から2ヵ月以内に翻訳文が提出されることを条件に、英語による出願を受付ける。 b. 特許付与前においては、最初の実態審査の通知に対する応答期間まで翻訳の誤りの訂正を認める等 米国措置 a. 米国特許商標庁は、特許期間を「付与から17年」から「最初の出願から20年」に改正する法案を提出する。 b. 上記法案は制定日から6ヵ月後に施行し、その後米国内での総ての出願に適用、等	

分野別・構造的課題	妥結年月日	主な合意内容	合意後の状況
投資・企業間関係	95年7月20日	政府系機関の活用（対日投資会議、OTO、JETRO等の機能の確認） 投資促進措置（日本開発銀行プログラムの活用等） 外国直接投資促進のための税制インセンティブの利用 規制緩和および内国民待遇措置の確認（日米両国政府による） M & Aへの外国資本参加のための措置（日米両国政府による） 土地政策の実施（日本政府による輸入促進地域の認定等） 労働市場問題への対応（雇用・訓練措置の外資系企業への無差別等） 内外の企業間関係の円滑化（日米両国政府によるビジネス・インキュベーター及び共同施設開発への支援、日米産業界間の対話を歓迎等） 政策および措置の実施の評価（外資系企業のプレゼンス調査等） 共通の多数国間投資目標（MAIへの積極的関与）等	96年4月、日本政府の対日投資会議は、「対日投資促進策の実施について」との発表を行い、投資環境整備や流通の透明化等の対策を実施する旨を明確に打ち出した。

コモンアジェンダ（地球的展望に立った協力のための共通課題）			
地球規模の課題 先進技術に関する 二国間協力 人的資源の開発	93年7月発表 次官級の全体 会議（不定期）の共同 報告書でレ ビュー	地球規模の課題に日米共同で対処するため、以下20の部会による取り組みを行っている。 （環境7部会） 環境政策対話、森林、海洋、地球観測情報ネットワーク、環境・エネルギー技術、保全、環境関連開発援助、人口、エイズ（先進技術4部会） 全国情報インフラ、道路技術・防災、民需産業技術、運輸技術（人的資源の開発2部会） 労働交流、製造技術者交流（以上は発足当初からの部会） 子どもの健康、麻薬、珊瑚礁、地域的地球変動研究網（～は94年5月の第3回全体会議で追加） 途上国の女性支援（WID）（は95年1月の日米首脳会談で追加）	日本側では、学界、言論界、経済界の有職者で構成する「コモンアジェンダ円卓会議」を発足させ、民間が政府の取り組みを支援、また行動計画につき提案するための枠組をつくり、検討を重ねている。

（出所）経団連『日米経済ハンドブック』, ジャパン・タイムズ, 1996年, 23 - 25頁。事項の配列順序を変更した。

tative and quantitative criteria. 九四年五月の林外務審議官とパシエフスキー USTR 次席代表との合意)へと用語表現が二転三転した。だが先送りされた用語表現の解釈は、その時々力関係によって決まるのは明らかであり、301条のような「ミサイル」の実力手段をもったアメリカが実質的に数値目標設定方針を貫いたとみることができる。実際クリントン大統領は、「われわれは」数値目標の「戦略を設定し、原則を貫き、目標を達成した。この目標はアメリカ人にとって雇用機会を増大することにつながる。」「われわれは、交渉によって成功を収めた(九五年六月の自動車協議合意時に発表された大統領声明、前掲「日米自動車交渉」、七三頁)と自信満々で声明しているのである。

その他、右の日米「包括協議」と同時並行して、「建設(九四年一月合意)」、「自動車電話(九四年三月合意)」、「フィルム・映画紙(九六年六月に WTO 協議へ移管)」、「港湾荷役(九七年四月合意)などの日米二国間交渉も進められていたが、それらでも「包括協議」の場合と同様に、アメリカは数値目標ないしそれに近い成果の引き出しに成功している(ただし「フィルム・映画紙」は九八年一月の WTO 裁定でアメリカ側が敗訴。以上、雄津京輔編、前掲、第 部など参照)

以上のような301条 二国間交渉 数値目標設定方式の強行の結果、アメリカの対日輸出はいちじるしく増大した。日本が深刻な平成不況状況下にあったのにもかかわらず、九〇 九六年間に「アメリカの対日総輸出は約四〇%拡大し、そのうえ工業製品輸出も同じ割合で増加した」。ドル安によって「強い価格優位性をもったにしても、もし規制や規格など日本の貿易障壁が除去されていないかたならば、アメリカの輸出は抑制されたままであったらう……前期クリントン政権の協定はアメリカの対日輸出増加に

貢献した」(E. J. Lincoln, op. cit, p.138)と評価されている。

NAFTA・WTO

以上のような日本を中心とする二国間通商交渉と同時平行して、クリントン政権は北米地域での市場開放(NAFTA)と世界的規模の市場開放(ウルグアイラウンド、URと略)交渉も積極的に推進した。

前にも若干ふれたようにカナダ・メキシコ・アメリカの三国から構成される NAFTA は、カナダ・メキシコが貿易障壁(関税・数量制限等)を、アメリカの輸出に限りて撤廃・軽減する。アメリカもカナダ・メキシコの輸出に限りて貿易障壁を撤廃する。カナダ・メキシコ間も同じ措置をとる。工業製品と農産物はそれぞれ原則一〇、一五年間で段階的に貿易障壁を撤廃する(金融・運輸・通信等サービス、政府調達も含む)。資本移動を相互に自由化する。加盟国間の対外投資に対して、内国民待遇を保証し、配当・利子送金の制限をしない。という貿易と投資の域内自由化を二本柱とする地域的経済統合組織であった。⁽¹¹⁾

(11) NAFTA 協定についてくわしくはジェトロ編『NAFTA を読む』(日本貿易振興会、一九九三年)、福島栄『NAFTA と日本企業への影響』(日本貿易振興会、一九九五年)、細野昭雄『APE C と NAFTA』(有斐閣、一九九五年)、W. A. Orme, Jr. Under standing NAFTA, 1996, なりを参照。

さらに NAFTA 協定には、「NAFTA 補充協定」(九三年九月一四日に三国間で締結、議会の立法化措置を伴わない行政協定)も、付則として取り結ばれていた。同「労働問題に関する補充協定」及び「環境保護問題に関する補充協定」は、メキシコの

低賃金水準とゆるい環境基準政策をチエックして、アメリカからの対メキシコ工場移転やメキシコからの低価格品の輸入拡大及び環境汚染の域内拡散の歯止めを目的にしていた(「補完協定」の内容については福島栄一監修、前掲、第四章参照)。同「補完協定」は、低賃金水準と低環境保護コスト国であるメキシコへの国内産用の大量流出を恐れるアメリカの労働組合や環境保護団体、農民団体、中小企業団体などの強いNAFTA結成反対を抑えるために、クリントン政権が必死の外交折衝を重ね、交渉難航の末に、ようやくメキシコとカナダから取付けた成果であり、それがなければNAFTA成立はおそらく不可能であったであろうとみられた。

だがNAFTAは、単なる北米地域における貿易・投資の市場開放体制の形成にとどまらなかった。次のような域外差別の側面を備えていた点が重要である。NAFTAは、加盟三力国それぞれの既存の対外的貿易障壁は従来どおりの水準のままに据え置き、相互間の域的障壁のみを撤廃・除去する仕組みであった。この点で、対外共通通商障壁を設定しているEUのような市場統合とは区別され、NAFTAは「自由貿易地域」といわれる。これは逆にいえば域内間の関税削減等の譲許分だけ域外諸国に対する障壁をカサ上げるのに等しく、対非加盟国差別障壁の形成を意味する。「原産地規則」(ローカルコンテンツ)強化による域外差別。同「規制」は原材料・部品・製品について域内産品と域外産品とを区別して、前者に対してのみNAFTA譲許を適用し、後者には従来どおりの障壁措置を課し、域外産品を差別して取扱い、域内産品を保護する制度である。たとえば、北米産綿花・綿糸を使用した繊維製品でなければ域内産品として認められず、カラーTVは北米産ブラウン管による組立が必要とされ、自

動車も製造コストの五〇%以上が米・加・墨におけるものでなければならぬとされた(自動車・同部品、電機、電子機器、繊維、その他に同「規制」を適用)。「選択的セーフガード」の採用。加盟三力国がセーフガードを発動する場合、域内国には適用を除外する措置。NAFTA発足に伴うメキシコの「マキラドール」(Maquila)メキシコとアメリカの国境ぎわの輸出保税加工区。メキシコ以外の国からの部品・原材料・機械・設備等の輸入に対し保税待遇。関税免除。措置が与えられる(の)廃止。「マキラドール」が撤廃されると、それ以前には無関税で輸入されていた原材料・部品等がメキシコに入るときには関税を払うことになる、さらに加えて「もし組み立てた完成品が……原産地規則によって北米原産として認められない場合には……米墨間にも関税の壁ができ、米国に入るときにも関税を払わなければならないくなる」(白石孝編「グローバリズムとリージョナリズム、勁草書房、一九九五年、六五項)。こうして「マキラドールの撤廃と原産地規則を組み合わせて」(同、六六頁)、域外企業特に日本企業の北米市場からの排除を狙って、メキシコが存続を望んだのにもかかわらず、アメリカは「マキラドール」の撤廃を強硬に主張し、七年間の移行期間の後、二〇〇一年一月の廃止が決定した。

要するに、アメリカにとってNAFTA形成は、近隣国のカナダ・メキシコの囲込みであり、域外差別の加・墨特惠的開放市場の確保手段であった。輸出拡大をアメリカの経済再生の生命線とみなし、いわば「輸出至上主義」を追求するクリントン政権が、同政権の支持基盤である労組(AFL-CIO)を裏切り、与党民主党議員の多数派を切り捨て、「大統領・共和党連合」を組んでまでして、強引に「NAFTA実施法案」を議会で成立させ(九三年一月)、NAFTA発足(九四年一月)を実現させた理由で

ある。⁽¹²⁾

(12) 中本悟氏は、NAFTAは「アメリカ多国籍企業の……北米規模の企業内国際分業の発展にほかならず、アメリカ金融資本のための、メキシコの低賃金労働力利用等による「国際競争力の強化策」である。NAFTA効果として、「政府が……アメリカの輸出が増加することを強調するのは、対労組懐柔のための「政治的レトリック」にすぎない(中本悟、前掲、一六四―一六五頁)」と主張している。同氏は、単純な国家≠金融資本的利益代表説の立場に立脚しているために、クリントン政権が輸出拡大、経済成長、雇用拡大を第一義的に重視したことや、中小企業の保護・労働者の雇用・消費者等保護を優先し、むしろ金融資本的利益を掣肘し、劣後関係において「NAFTA補充協定の経済的含意と意義を、軽視ないし無視してしまっている。」

さらにクリントン政権は、前政権の方針を引継ぎ、GATT・UR交渉(八六―九三年)を主導して、世界的規模の市場開放機構としてのWTO体制の発足を実現(九五年一月)させた。前身のGATTと新設のWTOの違いは、GATTが暫定的・臨時的機関として設置された(GATTは単なる協定の名称で、国際的条約に基づいて正規に設立された国際機関ではない)のに対して、WTOは国際協定に基づく正式な法人格をもつ国際貿易管理機関として設置されたこと。紛争処理機能の強化。案件の決定方法として、GATTの「コンセンサス」(全員一致を要する)方式を、「ネガティブ・コンセンサス」(参加国すべてが一致して反対しない限り採択される)方式採用へ変更及びDSBパネル(紛争解決小委員会、紛争当事国代表者を除く、原則三名から構成)の常設。反ダンピング税・相殺関税・セーフガード等の発動規

制の強化(ダンピングマージン計算方法の規制、輸出自主規制等灰色措置の廃止など)。だが、両者の最大の相違は何と云ってもGATTには含まれていなかった農産物及びサービスの貿易取引の自由化規定と貿易関連投資措置(Trade Related Investment Measures)の規制及び知的財産権保護規定が、新分野のルールとしてWTOのなかに新規に取込まれた点にあった。⁽¹³⁾

(13) 以上、高瀬保編著『増補カットとウルグアイ・ラウンド』(東洋経済新報社、一九九五年)、溝口道郎他『ウルグアイ・ラウンド』(日本放送出版協会、一九九四年)、筑紫勝彦編著『ウルグアイ・ラウンド』(日本関税協会、一九九五年)、本間忠良、前掲、など参照。

一九二九年の世界恐慌以降、ほとんどの先進資本主義国において強力な国内生産・価格計画等農業保護政策が導入された。それは、単に「農水産業は、各国において近代化のもつとも遅れている部門で……経済問題としてのみならず政治的、社会的問題も含んで」いる(大蔵省関税局カット研究会編『カット問答』、日本関税協会、一九七一年、六四頁)からとか、「農業生産が天候などの自然条件に影響されて豊凶の変動が起こりやすいこと」(溝口道郎他、前掲、一四七頁)などの要因によるのではない。

二九年世界恐慌以降、大量の構造的過剰人口が世界的規模で発生した。そのために管理通貨制をテコとする「完全雇用」保障政策と並んで、過剰人口のプール先確保としての国内農業維持のための積極的な農業保護政策が必要となったことが主たる要因である。そして農産物の価格・生産調整、農家の所得保障等農業保護策は、体制維持のための不可欠な一環として資本主義体制のなかにビルトインされたのであった。そうした農業保護政策は、農産物の輸入制限等「国境措置」の裏付けを必要としていた。農産物

の国際移動に障壁がなく、貿易自由であるならば、価格支持計画等農業政策が尻ぬけになるのは明らかだからである。そこで、「各国の完全雇用の実現」のための「国際貿易の拡大」促進を第一義的に掲げていた（協定前文）戦後設立のGATTは、農産物貿易については例外的に貿易自由化原則の枠外におき、次のような取扱いを定めた。農産物の国内生産調整計画等が行われる場合、輸入数量制限措置の承認（GATT第11条第2項）。

国家貿易機構（食糧制度、専売公社等）による輸入制限措置の許容（第17条）。農産物の輸出補助金は禁止しない（第16条）。その他農産物の残存輸入制限措置（GATT規約上、明確な根拠をもつて認められない輸入制限措置）も慣行上容認されていた。

そうしたGATTの農産物に係わる国内政策の自由と非関税貿易障壁等「国境措置」の容認原則は、八〇年代前半頃まで、基本的に認められ維持されてきていた。

ところが前述のように、アメリカが八〇年代後半以降、外需拡大志向型政策重点に転換すると、同国はいつその輸出拡大、そのために農産物の世界的な市場開放とGATTの農産物取扱い規定の根本的変更を強硬に主張した。アメリカ農業は、世界最大・最強の国際競争力もち、コンピュータ・航空機等ハイテク産業と並ぶ、数少ない同国の大型輸出産業であった。しかも農機・農薬・化学肥料・食品加工・金融・不動産など広範な関連部門をもつたから、農産物輸出の拡大はアメリカの国内景気を支持・刺激する効果も期待できたからであった。⁽¹⁴⁾

(14) さらに加えて、アメリカの農産物輸出の拡大は、同国の経常収支の改善や国家財政負担の軽減、そして服部信司氏が強調するように、八〇年代前半・中期におけるアメリカ農業不況に対する、「一九八五年農業法」に対応した不況克服対策の意味も合わせもつてい

た（服部信司「農業交渉の国際的地位」、『日本農業年報三七』、農林統計協会、一九九一年、参照）。

こうしてアメリカ政府は、八七年二月から始まったウルグアイラウンド・農業交渉において、

すべてのGATT加盟国の国内農業支持政策（価格支持・不足払い・政府補助金交付など）の全廃（段階的に保護率を削減して一〇年後に全廃、ただし農産物の生産・販売振興の政策効果をもたない生産者所得保障と内外食糧援助計画のみは対象外）。

関税や非関税貿易障壁の「国境措置」の全廃と輸入数量制限措置を認めているGATT第11条の廃棄（輸入制限等非関税障壁のすべてを関税化し、一〇年以内にその関税率もゼロまでに引き下げる）。

輸出補助金制度の撤廃（五年以内）。

を提案した。ECの共通農業政策（CAP）や日本の食糧制度、カナダの小麦ボード制などを含むGATT加盟国すべての農業保護政策を廃止し、ECの輸出補助金なども撤廃するが、アメリカ自身も農産物の国内価格支持・所得保障政策や現物補償等各種の輸出援助および酪農品・砂糖・落花生・綿花等一八品目のウエーバー（GATTの自由化義務免除規定）により認められている輸入制限のすべてを取り止めるというのである。要するにこれは世界恐慌以来の国内「国独資」的農業保護政策の全廃と農産物貿易の完全自由化要求である。同要求に対して、大内力氏は、アメリカが「歴史的背景を無視して……保護政策を資本主義は必要としなくなったと考える根拠は何もないにも関わらず、卒然として保護の全廃を唱えだすというのは、正気の沙汰」ではない。第一次産業と第二次産業の性格の違いを全く無視して、「ガットの自由・無差別の原則をそのまま第一次産品貿易に適用しよう」というアメ

リカの主張」は、「たぶん非理性的な……要求」で、その「真意がどこにあるのかは、実はよくわからない」と酷評している（大内力「一次産品の貿易自由化をめぐる基本問題」『日本農業年報三七』九六・九五頁）。

アメリカの同提案に対して、ケアンズ・グループ（オーストラリア・カナダ・アルゼンチンなど一四カ国により構成される農産物輸出国グループ）はただちに同調したが、他方、EC経済統合体の不可欠な枠組としてCAP（域内農産物の価格支持と輸入農産物への可変的課徴金制からなる）を維持しなければならなかったECは猛反発し、さらに農産物貿易の完全自由化で自国農業の全面的崩壊が必至になる日本や韓国も反対し、農業部門協議の紛糾からWTO交渉全体が破綻寸前の事態に立ち至った。だが結局、紆余曲折を経てアメリカとEC間で妥協が成立し、アメリカの主張を原則的に盛り込んだ農業協定案が九三年二月の「貿易交渉委員会」で採択され、それに伴いWTOの成立が決定した。

(15) 最終的に合意された農業協定の骨子は次のとおりである。

国内農業保護率は、六年間で二〇％削減。ただし環境対策費と農村整備整備費等は削減の対象にしない。

非関税貿易障壁措置は、すべて関税化し、すべての関税について六年間で平均三六％、最低一五％削減。日本と韓国のコメは、六年間、関税化を猶予し、その間「ミニマムアクセス機会」（国内消費の一定比率の輸入義務付け）措置を適用する。

輸出補助金の財政支出額を三六％、輸出補助金付き輸出数量を二一％、六年間のうちに削減。

実施六年目に、⁽¹⁶⁾ について実情を点検し、再協議する。

くわしくは溝口道郎、前掲、第 三 章、筑紫勝磨編著、前掲、第 一 編 第 三 章、など参照。

こうしてアメリカの主張に沿って、農産物の世界的規模の市場開放体制が確立し、ウルグアイランド以前には、農業分野における保護は「当たり前」のこととして考えられ、価格支持制度や補助金つき輸出についての規律はないに等し⁽¹⁶⁾、かつた農産物のGATT体制が修正されて、WTO体制下で、農業貿易の姿は、非常に違ったものになる（溝口道郎他、前掲、一五四、一七一頁）のであった。

(16) ECととくに日本は、ウルグアイランド交渉において農産物貿易と同政策面で大幅な譲歩を強いられた。だがその代りに、工業貿易面において反ダンピング税・相殺関税・セーフガード適用ルールの強化や輸出自主規制（灰色措置）の禁止と撤廃、既存セーフガード措置の終了及びWTO体制へのアメリカのつなぎ止めによって裨益するところがあり、ECや日本は、二国間交渉ではなく国際的組織と多国間交渉の場で、アメリカによる独善的行動の掣肘を狙ったのであった。日本政府が、「日本にとって自由貿易体制が死活的に重要である」（細川首相）とか、「将来にわたる国益を考えて」（武村官房長官）、UR農業協定案の受諾も、工業貿易の自由化体制を維持するために、やむをえないと表明した理由である。とはいえ、アメリカ政府は、一方的制裁措置を禁止しているWTOによって301条の運用が縛られない、WTOによってアメリカの主権が縮小されることはない。WTOがアメリカにとって不都合な決定を下すなら、「アメリカはWTOから撤退することになる」（Eco. Rep. of the Presi. 1995, p.213）という立場を明瞭に表明しているのであり、日本やECの思惑どおりにアメリカの行動をチェックできるかどうかは分からない。なお、本間氏は、アメリカによって301条による「報復を発動されてから、WTOに提訴しても、WTOパネルは協定違反の有無しか審

理しない。その協定が脅迫によったものかどうかには関心がないのである」(本間忠良、前掲、一五〇頁)として、WTOはアメリカの301条行使を事実上チエックできないことを指摘している。

() 自民党実力者の金丸信は、「米国あつての日本であり、日本あつての米国ではない」と名言をばき、「コメの問題で日本がいさかいをして、(日本から輸出する)自動車や機械、電気製品が(米国から)ノーと言われたら日本の経済はどうなるのか。」(米国の主張を)聞いて、そのために農家が所得を減らさないような政策を考えていくのが政治だ」と、対米追従のすすめを説いている(『朝日新聞』九一年五月二〇日付)。

またサービス貿易についても、農産物の市場開放のケースと事情はほぼ同様であった。

流通・運輸・金融・証券・保険等サービス部門は中小零細企業が多い分野であり、どこ国でも手厚い国内中小企業保護措置なしいし制度があるのが普通である。その措置が、サービスや金融分野等における各国ごとに異なる複雑な社会慣習や文化的伝統の基礎にあつた。そこでGATTでは、サービス分野については国内政策・制度が自由とされ、貿易取引は二国間での協定あるいは各国の自由裁量に任せられ、国際的に合意されたサービス貿易取扱いの枠組は存在しなかつた。

工業製品の分野では国際競争力が低落しつつあるアメリカ企業も、サービス分野では、金融、通信など、その技術力、情報力を武器に国際的にも比較優位を有し圧倒的な競争力を誇り(溝口道郎、前掲、一〇一頁)、アメリカのサービス貿易収支助定は大幅な黒字を記録していた。そこでアメリカ政府は、八〇年代後半以降の輸出拡大戦略の一環として、サービス輸出の増

加とサービス収支助定黒字の一層の拡大を目的にして、農産物の場合と同様に、世界的規模でのサービス貿易取引の自由化とその他の国際的ルールの設定(市場参入の自由化、内国民待遇、最恵国待遇など)を、ウルグアイラウンド交渉で先導的に主唱した。

アメリカのその主張に対して、インド・ブラジルを先頭に発展途上諸国は自国の運輸・通信等幼稚産業の保護育成や国内金融政策の自立性を保持する立場から強力に反対し、日本やECはその原則支持に回り、南北間で激しいせめぎ合いの論戦が戦わされた。だが結局は、途上諸国の抵抗を押し切つて、「サービス貿易協定」が成立し(九三年二月)⁽¹⁷⁾、「自由化拘束」の形でサービス貿易原則自由化体制が確立した。こうして「サービス分野が……無法に近い世界から、一定の合意されたルールに基づいて規律され、自由化が行われる世界に変革され」た(同、一二四頁)のであるが、それは主にアメリカの外需拡大志向型政策とアメリカの利益によつて主導されて実現されたことと、各国の国内「国独資」的中小企業保護規制等の破壊をとまなつていことが見落されてはならない。⁽¹⁸⁾

(17) サービス貿易取引の自由化は、他国の市場に自由に子会社・支店などを設立し営業できること(市場参入の自由)と他国内の企業と同等待遇が与えられること(内国民待遇)の保障からなる。各国が、自由化を約束するサービス分野と同分野で維持する規制・制限を「約束表」にリストアップし、その遵守を国際的に約束する方法でサービス取引の自由化が行われることになった。

(18) その他、WTOにおける著作権・商標・意匠・特許等「知的財産権保護」や「貿易関連投資措置」(多国籍企業の現地活動に対する拘束諸条件、現地調達・輸出入均衡の義務付け、輸入・輸出制限を

規制する措置)および「基準・認承制」「検疫・衛生措置」「繊維貿易規制」(先進国の繊維輸入数量制限措置を一〇年後までに撤廃する規定)についてくわしくは、溝口道郎他、前掲、筑紫勝磨編著、前掲、高瀬保編著、前掲、『ジュリスト一九九五年七月一日号』、『ES P一九九四年五月号』などを参照。

A P E C

クリントン政権は同時にA P E Cも推進した。A P E Cは、米・加・オセアニア・東アジア・日本・ロシア等参加二一九国・地域(一九九九年現在)からなるアジア太平洋地域における貿易・投資の市場開放体制構築のための組織であり、排他的ブロックの性格をもつN A F T Aよりも、むしろ世界的規模の市場開放体制であるW T Oにその性格に近い。アジア太平洋地域での「自由で開放的な貿易・投資体制の確立」(A P E Cが掲げている目的)によって、アメリカが輸出拡大を狙ったのもW T Oの場合と同様である。先にみたようにアメリカは、北米地域で域外差別のN A F T Aを結成した。その一方では、マレーシアのマハティール首相のE A E C(東アジア経済協議体)構想や日本の円圏形成(日本政府提唱の「アジア通貨基金」構想)などアメリカ抜ききの地域的ブロック化の動きを警戒して叩き、アメリカ主導のI M FやW T O、さらにA P E C体制内へのアジア諸国等の封込めを狙っているのである。

(19) その他、A P E Cの目的として、域内における通関手続き・基準・認証制度などの統一化、人材育成・技術開発・インフラ整備等経済・技術協力の促進があげられている。

一九九四年一月に、アメリカの肝入りで「先進国は二〇一〇

年までに、途上国は二〇二〇年までに貿易・投資の自由化を達成する」というA P E C目標宣言(「ボゴール宣言」)が発表され、その後九六年「マニラ行動計画」や九七年E V S L(一三分野の「早期自発的分野別自由化」措置)などが合意され、「自発性」によるが「包括的拘束性」によるかの自由化の実施方式やその他を巡る対立を含みながらも、ゆっくりとしたペースでA P E Cは実行段階に進んでいる。クリントン政権は、A P E C「閣僚会議」とは別に、「非公式首脳会議」を設置してA P E C計画の進捗促進を図り、また有力参加国日本のE V S Lに対する反対には、政治・外交的圧力をかけて農業・漁業・玩具分野の日本の市場開放と譲歩を迫り、かつ「自主性の原則」と「互恵平等のイコールパートナーシップ協力の原則」を修正して、交渉力と拘束力をもつ機構への組み替えを主張し、A P E Cの主導力を掌握することとA P E C地域の自由化を性急に進める態度を示している。⁽²⁰⁾

(20) A P E Cについてくわしくは青木健他、前掲『日米』、第六章、青木健他『地域統合の経済学』(勁草書房、一九九九年)、第六章、青木健他『検証 A P E C』(日本評論社、一九九五年)など参照。

輸入制限政策

以上みたようにクリントン政権は、301条手段やW T O国際ルールなどによって諸外国に対し最大限の市場開放を強制する一方では、自国市場についてはむしろ輸入規制を強化した。「クリントン政権の対日政策は……日本市場への米国製品の『輸入自主割当』あるいは『輸入自主拡大』の要求を強め、かつ市場開放を強制したが、他方、日本からの輸入品に対し、数量割当てあるいは『輸出自主規制』をかけたづけ、輸入制限を強化した(R. Gilpin,

第50表 アメリカによる対日ダンピング制裁¹⁾(1993~1996年)

決定日	分野	内容
1993.3.2	冷蔵庫タイマー	ITC、被害ありの仮決定
3.9	感光樹脂	商務省、ダンピングありの最終決定(ダンピング率52.37%)
6.22	鉄鋼製品	商務省、ダンピングありの最終決定(ダンピング率20.38~40.19%)
10.12	カラー印画紙	ITC、被害ありの仮決定
3.30	"	商務省、ダンピングありの仮決定(ダンピング率、日本製が360.95%、オランダ製が312.2%)
94.2.3	鉄鋼線材	商務省、ダンピングありの最終決定(ダンピング率47.71%)
4.19	電磁鋼板	商務省、ダンピングありの最終決定(ダンピング率31.08%)
5.18	"	ITC、被害ありの最終決定
12.20	ステンレス棒鋼	商務省、ダンピングありの最終決定(ダンピング率61.47%)
95.1.31	"	ITC、被害ありの最終決定
4.21	ポリビニールアルコール	ITC、被害ありの仮決定
10.3	"	商務省、ダンピングありの仮決定(ダンピング率77.49%)
5.3	クラッド鋼板	商務省、ダンピングありの最終決定(ダンピング率118.53%)
6.18	"	ITC、被害ありの最終決定
6.2	油井用鋼管	商務省、ダンピングありの最終決定(ダンピング率44.2%)
	"	ITC、被害ありの最終決定
96.7.16	新聞印刷用輪転機	商務省、ダンピングありの最終決定(ダンピング率62.69%)
8.21	"	ITC、被害ありの仮決定
8.13	アジ化ナトリウム	商務省、ダンピングありの仮決定(ダンピング率29.5%と65.8%)
12.5	科学プラント・大型コンプレッサー	商務省、ダンピングありの仮決定(ダンピング率34.37%)

1) 調査が開始されたが、認定されなかった事項は省略した。
(出所) 雄律京輔編、前掲、87 - 93頁より。

The Challenge of Global Capitalism, 2000, 古城佳子『グローバル資本主義』、東洋経済新報社、二〇〇一年、二四四頁。

アメリカの輸入規制措置は、反ダンピング・相殺関税・201条（セーフガード）および関税法337条（知的財産権保護条項）、バイ・アメリカン法、さらに対米輸出自主規制（VER）などがある（前掲第43表参照）。このうち有力な輸入制限手段であった輸出自主規制や市場秩序維持取極めはWTOで明示的に禁止されたから（VERの新設は不可、既存のVERは四年以内に撤廃）、クリントン政権は主に反ダンピング制裁と相殺関税措置で輸入規制を強化した。アメリカでは、「アンチ・ダンピング（AD）措置は、輸入制限措置の代表格となり」（輸出補助金に対する）相殺関税にも重点」が置かれた（石黒一憲他『提言通商摩擦』、NTT出版、一九九三年、一一七頁）。WTOや「ガットの多国主義、最恵国待遇の原則の中で、セーフガードの制度は非常に使いにくいものになってい」たこともその理由である（同・一一四頁）。反ダンピング制裁の発動は、関係業界の提訴にもとづく商務省による不当廉売価格の認定とITCによる被害認定の手続きが必要であるが、「提訴されても商務省が否定的な決定を出すことはほとんどなく、ITCが否定的な決定を出すことも数少ない」。WTOの規制を実質的に無視して、「提訴されれば大抵が肯定的な決定が出され、相殺関税を課されてアメリカ市場から追放されることになる」（雄津京輔編、前掲、八五頁）ケースが大部分であった。

こうして「クリントン政権になってからも、再三アンチ・ダンピング法が日本の製品に対して適用されている」（同、八四頁）であり、WTOの反ダンピングコードの網をくぐって反ダイピング措置はアメリカの国内産業保護政策として乱用されているので

ある（第50表参照）。